

番号	質問	回答
1	遺伝性腫瘍コーディネーター（HTC）制度における過去の5年間とは具体的に何年かになるのでしょうか。	遺伝性腫瘍コーディネーター（HTC）の新規申請時点から過去5年という計算です。2019年8月31日に申請した場合、遡って2014年9月1日までとなります。なお、2019年～2021年の期間は、経過措置の適用期間となります。以下をご参照ください。 http://jsht.umin.jp/specialist/fcc/download/fcc_coordinator_keikasochi.pdf
2	移行措置に基づいた申請手続きの(4)で「2019年度以降のものに限る」は「2019年度以前のものに限る」の誤記でしょうか。	「移行措置に基づいた申請」では、認定試験を行わず、書類審査のみによる認定を行います。ただし、セミナー受講の実績に関しては厳格化することとなり、「がんゲノム」への対応を強化して企画される2019年度以降のセミナー受講を条件に追加しました。ちなみに、遺伝性腫瘍コーディネーター 規則第5条には、コーディネーターの役割として「がんゲノム」に対応できることが追加されています。
3	遺伝性腫瘍コーディネーターへの移行を考えておりますが、後期のセミナーに参加しようと思っております。その場合、来年度に移行申請可能でしょうか。	2019年度の「移行措置に基づいた申請」では、前期（8～9月）と後期（3月）の2回に分けて申請を受け付けます。後期の具体的な日程は、2020年1月末までに掲示予定です。
4	移行措置での申請手続きについて、2020年3月開催予定の遺伝性腫瘍セミナー（後期）に参加する場合、2019年度に申請することは可能でしょうか	2019年度の「移行措置に基づいた申請」では、前期（8～9月）と後期（3月）の2回に分けて申請を受け付けます。後期の具体的な日程は、2020年1月末までに掲示予定です。
5	がんプロコース単位取得満期退学をしており、今後学位審査の予定なのですが、申請要件に関しましては修了者として申請を行ってもよろしいのでしょうか。（学位取得が要件になりますか）	原則、がんプロフェッショナル養成コース修了者を対象としております。満期退学の場合、コース設定科目はすべて履修されていることを証明できる書類をご提出頂ければ、書類審査をさせていただきます。
6	2019年～2021年の期間に、1回以上遺伝性腫瘍セミナーを受け、5症例以上の経験症例などの必要書類を送付し書類審査を受ければ、遺伝性腫瘍コーディネーターとしての証書を頂くことができるというこの理解で間違いはないでしょうか。文書を読むと、2019～2021年は毎年書類審査を行う必要があるようにも取れますし、今年度中に一度は申請する必要があるようにも取れましたのでご教示ください。	必要単位をまとめ、2022年3月末までに、必要書類送付し、審査をお受けください。審査に合格すれば資格認定されます。毎年申請の必要はありません。今年度中でなくてもかまいません。
7	家族性腫瘍コーディネーターの称号を2023年まで使用することはできるのでしょうか。	これまでのFCCは称号付与時の認定期間につきましては、保証されます。
8	書類審査を通過し、遺伝性腫瘍コーディネーターの名称を頂いた後の認定有効期間は5年間でしょうか。	5年です。

9	2.遺伝性腫瘍コーディネーター申請書類⑥「所属医療機関がん医療実務経験証明書」の勤務内容:□がん医療についての実務経験 症例数(約 回/月、約計 回) この回数は、どのように解釈すればよろしいでしょうか。がん患者相談を担当しておりますが、月毎の対応件数、勤務期間内、のべ患者対応件数ということで記載してよろしいでしょうか？	月平均の症例数とこれまでの対応総件数と記載してください。
10	申請期間ですが、遺伝性腫瘍コーディネーター細則第5章8条では、申請受付期限毎年7月1日から8月31日(当日消印有効) 遺伝性腫瘍コーディネーター制度の経過措置に関してでは、申請受付期間2019年8月30日となっていますが、こちらは、消印有効、必着のどちらになりますでしょうか。	8月31日(当日消印有効)で統一し、修正致します。
11	セミナー受講回数について、前期、後期はそれぞれ1回、計2回の受講、終了とカウントできるのか。	できない。前期、後期両方を受講、終了しても1回。
12	家族性腫瘍カウンセラー養成セミナーの受講は、過去5年以内に3回で間違いありませんでしょうか。	間違いありません。
13	家族性腫瘍カウンセラーの受講は、FCC枠と一般枠があったかと存じますが、「家族性腫瘍カウンセラー」取得目的の場合に、家族性腫瘍セミナーの受講が優遇されることはありますか。	「FCC枠」は、既取得者の優先枠です。未取得者の方に優先枠はありません。
14	コーディネーター移行措置について、セミナー参加ですが、遺伝性腫瘍アドバンスセミナーは含まれますでしょうか。	アドバンスセミナーを単位として認めるのは更新時であり、移行措置においては「2019年度以降の遺伝性腫瘍セミナーの受講」を要件としております。
15	経過措置では会員歴2年とあるが、2020年1月に学会会員になると考えた場合、2022年1月しかコーディネーターの申請はできないということになりますでしょうか？	2022年1月は経過措置期間外となりますので、規則の「入会歴が申請時点で3年以上」の適応となります。
16	予定としては1年に2回のセミナー(2020年3月と9月?)をこれから受講して申請することはできるのか？	年2回のセミナーは、同一の内容となりますので、前期、後期のいずれかしか受講できないシステムとなっております。規則の「遺伝性腫瘍セミナーを申請時点で3回以上受講」の適応となります。つまり、3年間毎年セミナーを年に1回受講していただくことが条件となります。
17	医師がコーディネーターを取得する事に関しまして臨床的に有用であることは十分承知していますが、そのほか、個人もしくは病院施設に関しましてメリットはあるのでしょうか？	医療機関にとっては、規則、第5条に記載しております、遺伝性腫瘍コーディネーターの役割が果たせる人材を配置していることとなります。
18	コーディネーター申請で2年以上の実務経験とありますが、これは学会が認定している専門施設における病院での実務経験になりますでしょうか？	「学会が認定している専門施設」は専門医のことですので、コーディネーターの場合には「がん医療に関わる医療機関に勤務し、5症例以上の遺伝性腫瘍(がんゲノム医療を一部含んでもよい)の症例に関する実務経験を有すること」が条件となります。

19	日本遺伝性乳癌卵巣癌総合診療制度機構主催の第5回HBOC教育セミナーを受講したのですが、そのセミナーは全く考慮できないのでしょうか？	本学会が主催する遺伝性腫瘍セミナーは、HBOCだけでなく主要な遺伝性腫瘍に関する内容で構成しており、3年間受講していただくことで全体を網羅できる内容となっております。現在の細則では、本学会主催のセミナー以外は申請要件に含んでおりません。 * 参照: 遺伝性腫瘍コーディネーター 習得すべき内容 http://jsht.umin.jp/specialist/fcc/download/fcc_coordinator_acquire.pdf
20	歯科医師で、大学病院でがんゲノム医療に携わっております。遺伝性腫瘍コーディネーターの資格対象の職種に歯科医師は含まれますか。	規定には、「医療に関わる職種(医師、看護師、助産師、保健師、薬剤師、臨床検査技師など)」と記載されておりますので、申請して頂くことは可能です
21	移行措置によれば2019年以降の遺伝性腫瘍セミナーの参加が1回分あれば申請できるようですが、その1回分を第22回の後期セミナー(ロールプレイなし)で可能か？	新型コロナウイルスの影響を受けて救済措置として、ロールプレイなしでの申請を受け付けた年もありましたが、現在は、救済処置はしておりません ロールプレイがあるセミナーでの受講申請をお願い致します htc.keikasochi.pdf (jsht-info.jp)
22	経験症例概要 計 5 症例の概要記載方法	書式をご確認いただき、枠内に記載できる量で、概要(病歴、家族歴、遺伝カウンセリング、遺伝学的検査、サーベイランス、コーディネーション等)を記載してください
23	筆記試験の過去問など教えていただくことは可能でしょうか	過去問題は公開しておりませんので、習得すべき内容について以下のURLでご確認ください http://jsht.umin.jp/specialist/fcc/download/fcc_coordinator_acquire.pdf

認定申請資格として、過去5年以内に2回家族性腫瘍セミナーを受講していることとありますが、
下記は対象になりますでしょうか。

2015年は含まれる。
2020/9/3においてこの回答だったので、当年は含まず計算するものとする。
2020年申請だと、2015, 16, 17, 18, 19の5年間。

第18回前期家族性腫瘍セミナー 2015年8月
第19回前期家族性腫瘍セミナー 2016年8月